

## 所沢市公共基準点管理保全要綱に基づく手続きの流れ

所沢市公共基準点管理保全要綱では、所沢市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取り扱い及び保全に関しての手続きを示しています。

この手続きの対象となる公共基準点は、所沢市公共測量作業規定第20条第3項に定める1級基準点、2級基準点、3級基準点、街区三角点、街区三角点接点、街区多角点となります。

### 1 公共基準点の使用手続（要綱第4条）

公共基準点を使用する場合は、事前に市に申請し、承認を得ていただきます。

(1)公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を提出



(2)公共基準点使用承認書（様式第2号）を交付します。



(3)公共基準点を使用（観測）



(4)使用結果の報告

公共基準点使用報告書（様式第3号）を提出

使用した公共基準点の観測成果・精度、事故点・異常点の有無及び状況等を報告していただきます。

### 2 工事施工の届出（要綱第5条）

公共基準点の付近で道路の掘削工事等を行う場合は、あらかじめ市に届出をし、公共基準点の保全に必要な措置を講じていただきます。

次の各工事が対象となります。

①掘削底面端から45度以上の線に基準点が入る掘削工事

②杭打ち及び杭抜き工事で基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下

③その他基準点の効用に支障きたすと思われる工事

事前に、保全に必要な措置の方法を検討していただきます。

①影響の有無の観測方法

②保護及び影響の観測方法

③その他の影響に対する観測方法及び対処方法

掘削箇所の近傍に公共基準点があり、工事の実施により明らかに影響が出ると考えられる場合は、一時撤去の対応になります。（**3 一時撤去及び移転（要綱第6条）**へ）

(1)観測及び協議した保全対策の実施



(2)公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を提出

案内図、位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係（距離）を明示）  
観測結果及び、保全対策実施前後の写真を添付



(3)掘削工事等を施工及び復旧



(4)公共基準点の観測

工事施工に伴う影響の有無を観測していただきます。



◎公共基準点の効用に支障をきたしていない場合（影響がなかった）

(5)公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を提出

しゅん工写真、引照点図、観測資料、保全対策撤去前後の写真等を添付してください。

●公共基準点の効用に支障をきたした場合（影響があった）

(5)公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第5号）を提出

しゅん工写真、引照点図、観測資料、保全対策撤去前後の写真等を添付してください。

復旧についての協議を行い、その結果に基づき

(6)公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）を申請

影響の状況（工事实施前・後の観測結果）、復旧方法の詳細が分かる図面



(7)公共基準点復旧承認書（様式第7号）を交付します。



(8)復旧工事等の施工及び観測



(9)公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出

しゅん工写真、観測資料等を添付していただきます。



(10)検査を行います。（要綱第9条）



(11)合格すれば手続きは完了

合格しなければ再度、補修工事等を行っていただき、再検査を実施します。

### 3 一時撤去及び移転（要綱第6条）

公共基準点を一時撤去又は移転をする必要が生じた場合は、一時撤去期間及び復元方法又は、移転先等の協議を行います。

公共基準点の近傍を掘削し明らかに影響が考えられる場合、公共基準点が設置されている道路構造物の形状を変更する場合（道路法第24条施工承認工事等）、建築物の解体等で屋上点の同一場所への再設置が不可能な場合等。

一時撤去の場合は、事前に観測をしてください。

再設置後に、元の位置（観測地）と変わらなかったことが確認できる観測方法を協議します。

移設の場合は観測をしていただきます。（同等の基準点との観測になります。）

新点として国土地理院の承認を得る必要があることから、その申請に必要な書類を作成していただきます。

また、移設の場合は、移設箇所の土地所有者の同意を得ていただきます。（市道の場合は不要）屋上点の場合は、建物所有者の同意が必要です。

(1)公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）を提出

案内図、位置図、写真、観測資料等を添付してください。

移設の場合は、移設先の土地所有者の同意書



- (2)公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）を交付します。
- ↓
- (3)工事等を実施  
一時撤去後、同じ位置に復元或は、移設完了
- ↓
- (4)公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出していただきます。  
しゅん工写真、観測資料等を添付してください。
- ↓
- (5)検査を行います。（要綱第9条）
- ↓
- (6)合格すれば手続きは完了  
合格しなければ再度、補修工事等を行っていただき、再検査を実施します。

※移転の場合、国土地理院への届出を要することから、その必要な観測成果等の資料提出をお願いします。

#### 4 公共基準点設置場所の土地所有者等からの一時撤去又は移転請求

公共基準点が設置されている土地の所有者或は、施設の所有者・管理者から、一時撤去又は移転の請求があった場合。

民地内の設置、構造物の屋上に設置されている場合（屋上点）が対象となり、道路区域内（道路構造物）にある場合は、前講の対象となる。

土地所有者から道路法第24条申請が出され、その対象となる道路構造物に公共基準点が設置されていた場合は、基本的に、24条申請内で対応してもらうことになる。

- (1)公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）の提出
- ↓
- (2)市で対応いたします。  
一時撤去の期間及び復元、移転場所の協議をお願いします。

所沢市 建設部 建設総務課 電話 04-2998-9171  
ファクシ 04-2998-9152  
E-mail a9171@city.tokorozawa.lg.jp